

伊賀市告示第 272 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 9 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

令和 6 年 9 月 2 日

2 撤去場所及び台数

上野公園自転車置き場 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 建設部都市計画課 TEL：0595－41－0290

伊賀市告示第 273 号

伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成事業実施要綱（令和2年伊賀市告示第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「助成事業実施」を「助成金交付」に改める。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「で定める」を「第5条第1項の規定により市が行う」に、「及び肺炎球菌感染症」を「、肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症」に改め、「負担する接種費用を助成することで」を削り、「対象者の」を「その」に改め、「目的」の次に「として交付する伊賀市高齢者定期予防接種の圏外における接種費用助成金（以下「助成金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるもの」を加える。

第2条中「交付対象者」を「交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）」に、「記録された」を「記録されている者のうち、次条に規定する」に改め、「の対象者」の次に「（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項の表に定めるものをいう。）」を加え、「、次の」を「あつて次の各号の」に、「者と」を「ものと」に改め、同条第1号中「場合」を「こと。」に改め、同条第2号中「その他市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に改め、「特別の理由がある」を削り、「場合」を「特別の理由を有すること。」に改める。

第3条中「なる予防接種」の次に「（以下「予防接種」という。）」を加え、「及び肺炎球菌感染症」を「、肺炎球菌感染症」に改め、「限る。）」の次に「及び新型コロナウイルス感染症」を加え、「とし、その対象者は、当該疾病に応じ予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表の下欄に掲げるとおり」を削る。

第4条中「実際の接種費用の額から本市が定める自己負担額を除いた額と本市が三重県の区域内の医療機関等に委託する予防接種に係る契約単価のいずれか低い」を「当該予防接種の接種に要した費用の」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、本市が三重県の区域内の医療機関等に委託する当該予防接種に係る契約単価の額を限度とする。

第5条の見出し中「届出」を「申出」に改め、同条第1項中「する者」を「する交付対象者」に、「当該助成に係る予防接種を」を「予防接種を」に、「、あらかじめ市長に口頭又は電話によりその旨を申し入れ、当該助成に係る予防接種」を「当該予防接種」に、「、住所」を「及び住所」に改め、「、接種希望市区町村」を削り、「接種希望医療機関等名」を「接種する医療機関等」に、「届け出」を「電話等によりあらかじめ市長に申し出」に改め、同条第2項中「より希望者から届出」を「よる申出」に、「場合」を「とき」に、「第2条に規定する者」を「交付対象者」に改める。

第6条の見出し中「交付申請」を「交付の申請書の様式等」に改め、同条中「希望者は、接種を希望する」を「助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による申出をした」に、「を市長に提出することにより助成金の交付を申請する」を「により行う」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 伊賀市高齢者新型コロナウイルス予防接種費用助成申請書（様式第4号）

第7条及び第8条を次のように改める。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定により助成金の交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、規則第16条第1項の規定による助成金の交付をもって、これに代えることができる。

3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの決定の通知は、予防接種費用助成金不交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（助成金の終期）

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第9条中「助成の実施」を「助成金の交付」に改める。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

【様式第2号】

【様式第3号】

様式第4号中「伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成事業実施要綱第7条の規定に基づき」を「伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成金交付要綱第7条第3項の規定により」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

【様式第4号】

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

伊賀市告示第 274 号

伊賀市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、伊賀市とする。

2 市長は、事業の内容及び対象者の決定、利用の承認等伊賀市が行うべき事務を除き、事業の全部又は一部を適切な事業の運営が確保できると認められる事業者等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 事業の利用の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭の児童の保護者又は妊婦とする。

- (1) 家事、子育て等に不安や負担を抱えている家庭で、生活環境の改善を図るために支援が必要と認められる家庭
- (2) 児童をその保護者に監護させることが不適當であると認められる家庭又はそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童のいる家庭等、保護者の養

育を支援することが特に必要と認められる家庭又はそれに該当するおそれのある家庭

(4) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭

(5) 前各号に掲げるもののほか、ヤングケアラーのいる家庭等、市長が特に支援が必要と認める家庭

(訪問支援員の要件)

第4条 訪問支援員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 家事支援又は育児支援を適切に実行する能力を有する者

(2) 次のアからオまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)若しくは児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

エ アからウまでに掲げる者のほか、児童の福祉に関し著しく不適当な行為を行った者

オ 伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年7月23日告示第144号)別表第1のいずれかに該当する者

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行等)

(2) 育児・養育支援(保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)

(3) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談並びに助言(保健師等の専門職による

対応が必要な専門的な内容を除く。)

(4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(利用期間等)

第6条 事業の利用は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、市長が必要であると認めたときは、この限りでない。

(1) 利用することができる期間は、3月以内とする。

(2) 利用することができる回数は、週2回以内とする。

(3) 利用することができる時間は、午前8時から午後6時までの間で、1日当たり2時間以内とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は、利用することができない。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊賀市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(利用の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用を承認するときは伊賀市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは伊賀市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条第2項の規定により事業者に委託している場合において、前項の規定により事業の利用を承認したときは、当該事業者が伊賀市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員派遣依頼書（様式第4号）に支援計画書を添えて訪問支援員の派遣を依頼するものとする。

(利用承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による事業の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が偽りその他の不正の手段により事業の利用の承認を受けたとき。
- (2) 利用者が支援対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 災害、事故その他の事由により利用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、伊賀市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第5号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用の勧奨及び措置）

第10条 市長は、支援対象者のうち事業の利用が特に必要であると認められる者（以下「要支援者」という。）について、児童福祉法第21条の18第1項の規定により、伊賀市子育て世帯訪問支援事業の利用について（様式第6号）により事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるように支援するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の勧奨及び支援を行っても、要支援者がなおやむを得ない事由により事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、児童福祉法第21条の18第2項の規定により、当該要支援者に対し措置により事業の提供をすることができる。ただし、当該要支援者が事業の利用を明確に拒絶している場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により事業の提供をする場合には、伊賀市子育て世帯訪問支援事業措置決定通知書（様式第7号）により当該要支援者に通知するものとする。

4 第8条第2項の規定は、第2項の規定により事業の提供をする場合について準用する。

5 市長は、第2項の規定により事業の提供をしている要支援者が事業の利用の要件に該当しなくなったときは、当該要支援者に対する事業の提供を解除することができる。この場合において、市長は、伊賀市子育て世帯訪問支援事業措置解除通知書（様式第8号）により当該要支援者に通知するものとする。

（利用者負担金）

第11条 市長は、事業を実施するために必要な費用の一部として、別表のとおり利用者負担金を徴収するものとする。ただし、第10条第2項の規定による措置により事業の提供をする場合は、徴収しない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(伊賀市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱の廃止)

2 伊賀市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱（平成29年伊賀市告示第35号）は、廃止する。

別表（第11条関係）

利用者世帯区分	利用者負担金
	利用時間1時間当たり
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
その他の世帯	700円